

福島市新型インフルエンザ等対策行動計画 の改定(概要)

福島市保健所 感染症・疾病対策課

計画改定までの経過等

平成21年 新型インフルエンザが世界的に流行
平成25年4月 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」施行
6月 国が「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」策定
12月 県が「福島県新型インフルエンザ等対策行動計画」策定
平成26年12月 「福島市新型インフルエンザ等対策行動計画」策定(現計画)



令和2年以降 新型コロナウイルス感染症が世界的に流行
令和5年9月 内閣感染症危機管理統括庁発足
令和6年7月 国が政府行動計画を改定
 ➡新型コロナウイルス対応の経験や課題を踏まえた抜本的な改定
令和7年3月 国の改定内容を踏まえ、県が行動計画を改定

令和6年3月
・「福島市感染症予防計画」
・「福島市保健所健康危機対処計画
 (感染症編)」



国の方針により、市町村の行動計画は、令和8年7月までに完了させなければならないとされている。

令和8年4月 「福島市新型インフルエンザ等対策行動計画」を改定

計画の位置づけと対策の目的

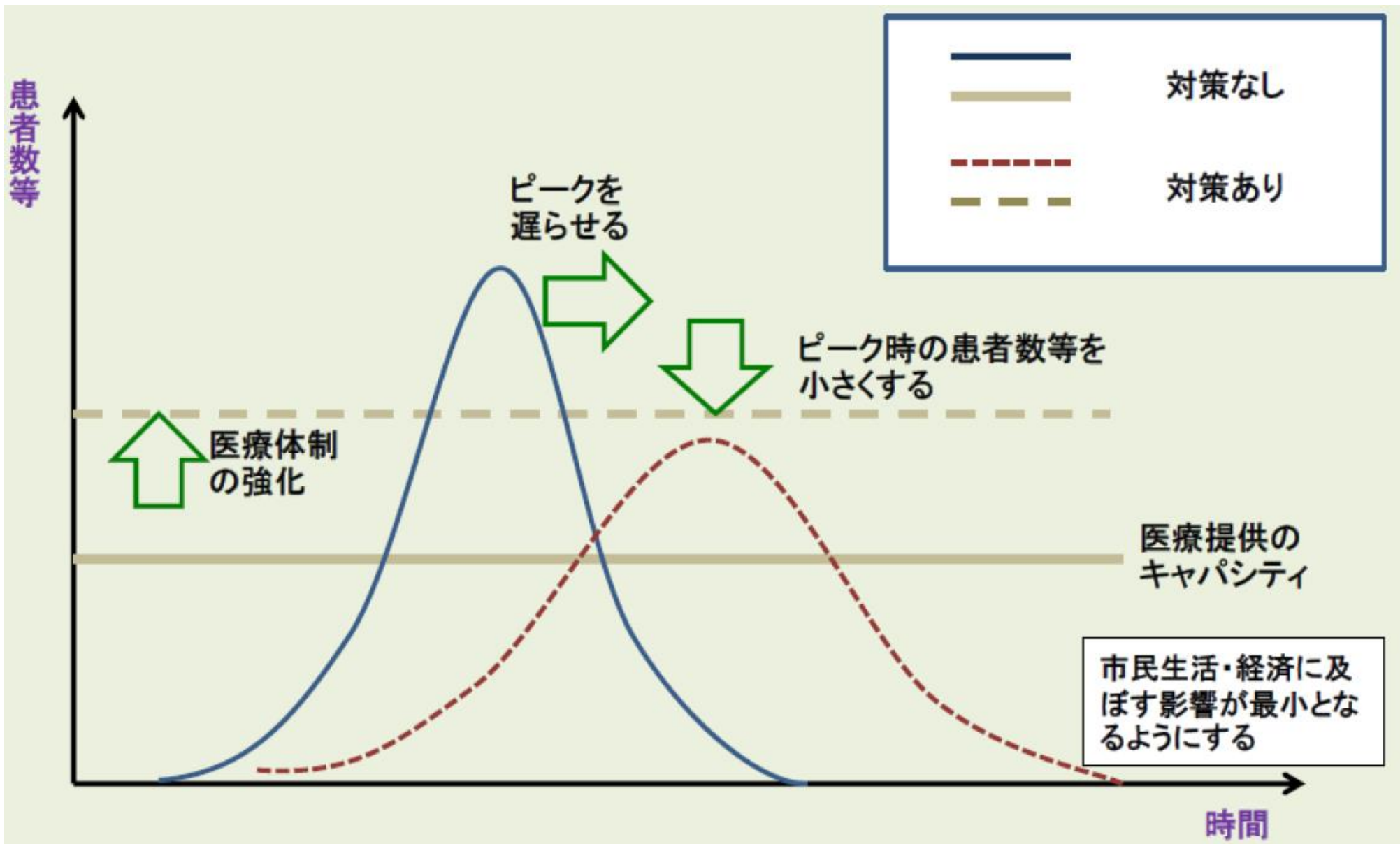
計画の位置づけ

1. 特措法第8条の規定に基づく市町村行動計画
2. 行政や医療機関、企業、学校、地域住民など社会の様々な構成員が連携・協力し、平時からの備えと感染症発生時の対策実施に取り組むための内容等を定める
 - ・各種対策の実施体制、関係機関との連携
 - ・市民等への適切な情報提供
 - ・予防接種などのまん延防止措置
 - ・市民生活、社会経済の安定に関する事項 等

対策の目的

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する
 - ➡流行のピークを遅らせることでワクチンや治療薬の準備時間を確保し、医療機関のひっ迫を防止する。ピーク時の患者数等をなるべく少なくし、適切な医療提供を確保、重症者や死亡者を減らす。
2. 市民生活及び社会経済に及ぼす影響が最小限となるように取り組む
 - ➡感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えにより感染症の影響を可能な限り軽減し、生活や経済の安定を確保する。

新型インフルエンザ等対策の効果



主な改定のポイント(1)

1. 「平時の備え」の充実

- ・関係機関(医療機関や大学等)との日頃からの情報共有、実践的な研修・訓練の実施
- ・正しい情報の発信と普及啓発による市民一人ひとりの「感染症リテラシー」の向上

2. 対象疾患の拡大と状況に応じた対策の切替え

- ・新型インフルエンザ以外の新たな呼吸器感染症等の流行や中長期的な複数の波が来ることを想定
- ・ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化に応じ、柔軟かつ機動的に対策を切り替える

3. 対策項目の拡充と横断的視点

- ・新型コロナの経験を踏まえ、対策項目を6項目から13項目に拡充
- ・各対策項目に共通して考慮すべき3つの横断的な視点を設定

人材育成

医療機関や大学等との連携

DXの推進

主な改定のポイント(2)

項目	新計画	現計画
対象疾患	新型インフル・新型コロナ以外の呼吸器感染症も含めた 幅広い感染症	新型インフルエンザがメイン
対策時期	<p>【対策段階により区分】</p> <p>I 準備期 II 初動期 III 対応期(4区分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・封じ込めを念頭に対応する時期 ・病原体の性状等に応じて対応する時期 ・ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 ・特措法によらない基本的な感染対策に移行する時期 <p style="text-align: center;">準備期(平時)の取組を充実</p>	<p>【発生段階により区分】</p> <p>I 未発生期 II 海外発生期 III 国内発生早期 (市内未発生期) IV 市内発生早期 V 市内感染期 VI 小康期</p>
対策項目	<p>13項目に拡充し内容を精緻化</p> <p>①実施体制 ②情報収集・分析 ③サーベイランス ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション ⑤水際対策 ⑥まん延防止 ⑦ワクチン ⑧医療 ⑨治療薬・治療法 ⑩検査 ⑪保健 ⑫物資 ⑬市民生活・社会経済</p>	<p>①実施体制 ②情報収集 ③情報提供・共有 ④予防・まん延防止 ⑤予防接種 ⑥市民生活・市民経済</p>

各対策項目の主な取組

① 実施体制（本文p19～23）

【基本理念・目標】

国・県・医療機関等と連携し、感染拡大を抑制し市民の生命と健康を守るための体制を平時から整備する。

【対策時期ごとの取組】

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none">・実践的な訓練の実施・庁内や関係機関との連携体制を構築・保健所等の人材確保及び育成	<ul style="list-style-type: none">・市対策本部の設置・全庁的な対応を推進	<ul style="list-style-type: none">・必要に応じて国や県等にも要請し、状況に応じた実施体制の整備



市消防本部との療養管理・移送訓練



県、医療機関等との
実践型訓練

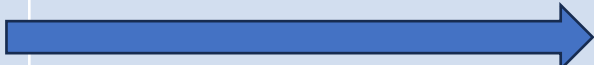
② 情報収集・分析（本文p24～27）

【基本理念・目標】

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、情報収集と分析を行う。

【対策時期ごとの取組】

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none">・積極的疫学調査等の情報収集の体制整備・情報漏えい等への対策について、対応手順の整理	<ul style="list-style-type: none">・リスク評価を踏まえ、保健所等の体制を速やかに移行するための準備を行う・正確な情報を住民等へ分かりやすく提供	<ul style="list-style-type: none">・感染症危機の経過や状況の変化を踏まえ、リスク評価に基づく対応の見直し



③ サーベイランス（本文p28～31）

【基本理念・目標】

感染拡大を早期に探知し、動向を把握するための体制を構築・実施する。

【対策時期ごとの取組】

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none">・患者の発生動向等、複数の情報源から流行状況を把握する等、平時の感染症サーベイランス(※)を実施・人材育成・DXの推進(医療機関のNESID活用促進)	<ul style="list-style-type: none">・有事の感染症サーベイランスを開始し、感染症の特徴等の情報について、市民等に迅速に提供	<ul style="list-style-type: none">・流行状況やリスク評価に基づく、柔軟かつ機動的な対策の切替


(※) 感染症の発生状況やその動向を把握するために、情報を収集・分析・報告する取組

④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション（本文p32～37）

【基本理念・目標】

科学的根拠に基づいた正確な情報を迅速に提供し、市民等と情報を共有し適切な判断を促す。

【対策時期ごとの取組】

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none">・感染症の発生状況、感染対策等を分かりやすく市民等へ情報提供・偏見や差別、偽・誤情報に関する啓発	<ul style="list-style-type: none">・迅速かつ一体的な情報提供・双方向のコミュニケーションの実施体制を整備・偏見や差別、偽・誤情報への対応	

⑤ 水際対策（本文p38～39）

【基本理念・目標】

国は病原体の国内侵入を遅らせるため、迅速な検疫措置や入国制限を実施する。

【対策時期ごとの取組】

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none">・水際対策の実施に関する体制の整備	<ul style="list-style-type: none">・検疫所や県と連携し、健康監視や積極的疫学調査等を実施	<ul style="list-style-type: none">・感染が拡大し、健康監視を行うのが困難な場合には、県と連携し国へ実施を要請

⑥ まん延防止（本文p40～45）

【基本理念・目標】

感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制を維持するための対策を講じる。

【対策時期ごとの取組】

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none">・基本的な感染対策(換気・マスクの着用・手洗いなど)の普及・市民一人ひとりの感染対策への協力、理解促進	<ul style="list-style-type: none">・国や県及び医療機関や大学等と連携し、感染症法に基づく患者への対応(入院勧告・措置等)や濃厚接触者への対応(外出自粛・健康観察など)の確認	<ul style="list-style-type: none">・患者や濃厚接触者への対応とそれ以外の市民への要請等・時期に応じたまん延防止対策の実施

⑦ ワクチン（本文p46～51）

【基本理念・目標】

ワクチンの接種体制を平時から整備し、感染症発生時には迅速に供給する。

【対策時期ごとの取組】

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none">・県や市医師会、福島薬剤師会等と連携しワクチンの供給・接種体制の構築・予防接種の意義・副反応や健康被害等、市民への正しい理解の醸成	<ul style="list-style-type: none">・接種体制立ち上げの準備・接種に関する相談対応体制の整備や、相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none">・国が定めた接種順位に基づき、接種・予防接種について市民等への周知・接種記録の管理



集団接種

⑧ 医療（本文p52～56）

【基本理念・目標】

医療提供体制を確保し、感染症医療と通常医療の両立を図る。

【対策時期ごとの取組】

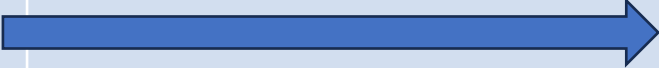
準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none">・県が中心となり行う医療提供体制の整備の協力・県が協定締結した民間宿泊事業所との協議、受入れ準備	<ul style="list-style-type: none">・県と連携し、検査措置協定機関等の体制整備・感染症指定医療機関受診につなぐための相談センターの整備	<ul style="list-style-type: none">・流行時期に応じ、準備期に整理した役割分担に基づき、医療機関と連携し、医療提供体制を確保

⑨ 治療薬・治療法（本文p57～58）

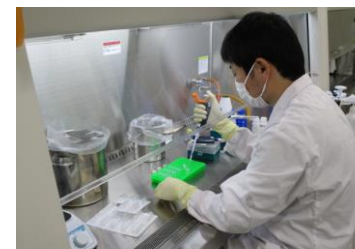
【基本理念・目標】

国は治療薬の開発や実用化を推進し、県や市医師会、薬剤師会等と連携して提供体制を整備する。

【対策時期ごとの取組】

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none">・国が実施する研究開発等に必要に応じて協力	<ul style="list-style-type: none">・国及び県と連携し、医療機関や薬局に対し、治療薬の適正使用、適正な流通の調整	

⑩ 検査 (本文p59~62)



保健所検査室 PCR検査

【基本理念・目標】

早期発見とまん延防止のための検査体制を整備し、必要に応じて見直す。

【対策時期ごとの取組】

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・予防計画に基づく検査体制の整備 ・県や関係機関と連携し、訓練等による検査能力の確保及び人材育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・検査体制の拡充、強化に係る検査実施能力の確保状況を確認 ・衛生研究所の技術的助言を得て、早急に保健所の検査体制を整備 	

⑪ 保健 (本文p63~74)

【基本理念・目標】

疫学調査や情報の収集・分析を通じ、感染症対策を推進する。

【対策時期ごとの取組】

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・有事における保健所の人員体制整備 ・研修や訓練を通じた人材育成 ・専門職能団体等の関係機関との連携体制の構築 ・保健所DXの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・有事体制への移行準備 ・市民への情報提供、共有、双方向のコミュニケーション 	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁からの応援職員、IHEAT要員等を要請し、遅滞なく人員体制を確立 ・地域の実情に応じて積極的疫学調査の対象範囲や調査項目の見直し ・入院や宿泊、自宅療養等、療養先の調整、患者の健康観察及び生活支援

⑫ 物資（本文p75～76）

【基本理念・目標】

感染症対策物資の備蓄を進め、円滑な供給体制を確保する。

【対策時期ごとの取組】



家庭用備蓄食品の参考例

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策物資等の備蓄状況等を定期的に確認 ・県と連携し協力締結医療機関における備蓄、配置状況の確認 		<ul style="list-style-type: none"> ・県と連携しG-MIS等を利用し、備蓄、配置状況の確認 ・必要時、県及び関係機関等と連携し、物資や資材の共有を相互協力

⑬ 市民生活・社会経済（本文p77～81）

【基本理念・目標】

感染拡大防止と社会経済活動のバランスをとり、生活と経済の安定を図る。

【対策時期ごとの取組】



オンライン授業

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や外国人等も含め、支援対象者に迅速に情報が届くよう、DX等も推進し、適切な仕組みを整備 ・事業者や市民に対し、マスクや消毒薬等衛生用品、生活必需品の備蓄を推奨 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民等へ生活必需品等の適切な購入の呼びかけ ・事業者への買占め、売惜しみを生じさせないよう要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育及び学びの継続に関する支援 ・生活関連物資等の適切な供給

【参考】

対策推進のための役割分担

国	<ul style="list-style-type: none">・自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するとともに、県や市町村等の対策を支援し、国全体として万全の体制を整備・ワクチンや治療薬等の早期開発や確保に向けた対策や、基本的対処方針に基づく対策の推進
県	<ul style="list-style-type: none">・特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として、各種対策を総合的に推進・関係機関との措置協定等により、平時から医療提供体制、検査、宿泊療養等の実施体制を確保・各保健所等の対応体制について計画的に準備を行い、有事の際は迅速かつ的確に対策を実行
市 (保健所)	<ul style="list-style-type: none">・平時から医療機関や大学等と連携し、感染症危機発生時の体制を整備、有事の際は迅速に体制を移行し、市対策本部と連携して対策を実施・地域における感染症対策の中核的機関として大学等と連携し、情報収集・分析、感染症の発生及びまん延防止のための取組を推進
医療機関	<ul style="list-style-type: none">・自ら院内感染対策の研修や訓練を実施するとともに、行政等の研修や訓練等に参加し連携を強化・県との医療措置協定に基づき、病床確保、発熱外来、自宅療養者への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を実施
事業者	<ul style="list-style-type: none">・平時から、職場における感染対策や事業継続等の準備を積極的に行う・必要に応じたマスクや消毒薬等の衛生用品の備蓄・新型インフルエンザ等の発生時には、一部の事業縮小を含め、感染防止措置を徹底
市民	<ul style="list-style-type: none">・平時から、新型インフルエンザに関する情報や発生時にとるべき行動等の知識を得るとともに、日頃の健康管理や基本的な感染対策を実践するなど、感染症リテラシーの向上に努める・新型インフルエンザ発生時には、発生状況や予防接種等の情報を得て、個人レベルでの対策を実施・偏見や差別をもって感染症の患者及び家族、医療機関関係者等の人権を損なわない

平時から、社会全体で感染症対策に取り組む、感染症に強いまちづくりを目指す